

○総務省告示第二百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

[略]	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	固定衛星 (地球から 宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から 宇宙) 地球探査衛星 (地球 から宇宙) J253 J 257	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	[略]
-----	---	---	------------------------------------	-----

国内周波数分配の脚注

[J1～J120 略]

J120A

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

[J121～J255 略]

J255A

29.5-30GHzの周波数帯において、設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局は、決議第156 (WRC-15) に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

[J256～J295 略]

[別表 1-1～3-5 略]

別表 4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

[同左]	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	固定衛星 (地球から 宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から 宇宙) 地球探査衛星 (地球 から宇宙) J253 J 257	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	[同左]
------	---	---	------------------------------------	------

国内周波数分配の脚注

[J1～J120 同左]

[新設]

[J121～J255 同左]

[新設]

[J256～J295 同左]

[別表 1-1～3-5 同左]

別表 4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

1	船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表
1	インパルス型C型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局
送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯
2	インパルス型M型の無線設備の機器を施設する船舶地球局
送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1545MHz までの周波数帯
3	インパルス型F型の無線設備の機器を施設する船舶地球局
送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯
4	インパルス型M型、ニM型、F型、BGAN型及びGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局
送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

	波数帯
5	インテルサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局
	送信周波数
	受信周波数
	1626.5MHzから1645.5MHzまで及び1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯
	656.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯
6	その他の携帯移動地球局
	送信周波数
	受信周波数
	1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯
	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯
別表5	航空機地球局の周波数表
1	無線高速データ通信が可能なもの
	送信周波数
	受信周波数
	1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯
	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯
2	1以外のもの
	送信周波数
	受信周波数
	1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯
	1530MHzから1559MHzまでの周波数帯

[別表6-1~11-3 略]

別表5	航空機地球局の周波数表
	送信周波数
	受信周波数
	1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯
	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。